

米国財務省証券に係るコラテラル手数料について

2014年2月24日

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 米国財務省証券の円換算に関する事項（CDS清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2第2項第2号a関係）

米国財務省証券の額面金額を円換算した額は、当該米国財務省証券の差入に係る指図を清算参加者から当社が受領した日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により換算した額とする。

2. 米国財務省証券の時価に関する事項（CDS清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2第2項第2号b関係）

米国財務省証券の時価の算出にあたっては、**Interactive Data Corporation** が公表する各月末日のニューヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を使用するものとする。

以 上